

平成30年度税制改正における 地方消費税の清算基準の抜本的見直しに向けて

【提言の概要】

平成29年2月
奈良県税制調査会



©NARA pref.

第32回国民文化祭・なら2017
第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会
2017.9.1～11.30開催

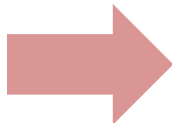
地方消費税の清算基準の現状と課題

- 地方消費税の清算基準では、消費の把握の相当部分を供給側の統計（商業統計及び経済センサス活動調査。以下「販売統計」という。）に依拠。需要側の統計である家計調査や全国消費実態調査は、標本調査であること等を理由として用いられていない。

【現行】

販売統計	小売年間販売額 (H26商業統計)	75%
	サービス業対個人事業収入額 (H24経済センサス活動調査)	
	人口(H27国勢調査)	15%
	従業者(H26経済センサス基礎調査)	10%

平成29年度
税制改正



【平成29年度税制改正後】

販売統計	小売年間販売額 (H26商業統計)	75%
	サービス業対個人事業収入額 (H24経済センサス活動調査)	
	人口(H27国勢調査)	17.5%
	従業者(H26経済センサス基礎調査)	7.5%

- 事業者の所在地で計上される販売統計データでは、地方消費税収を最終消費に応じた的確に各都道府県に帰属させることには限界があり、地方消費税の清算制度の趣旨を貫徹させることは難しい。

このことは、地方税収の偏在を徒に助長するばかりか、地方消費税収の相当部分が社会保障財源に充てられることに鑑みれば、受益と負担の乖離をもたらし、地方団体が、負担する地域住民の納得を得る上でも、社会保障に対する財政責任を果たす上でも足枷となりかねない。

平成29年度与党税制改正大綱

「地方消費税の清算基準については、平成30年度税制改正に向けて、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、地方公共団体の意見を踏まえつつ、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る」

本来望ましい需要側の統計の活用が必ずしも見通し難い情勢の中、供給側の統計による消費の把握と人口等の代替指標の活用という現行の清算基準の枠組みに沿って制度設計を考えていかざるを得ないとしても、仕組みを根本から再構築する必要。

奈良県税制調査会の提言の概要

趣旨:「地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させる」(平成29年度与党税制改正大綱)

統計データの利用方法等の見直し

提言Ⅰ 清算基準における従業者数の比率を廃止(販売統計データに含まれない消費の代替指標を人口に統一)すること。

- 従業者数は経緯論(消費譲与税の譲与基準、更には料理飲食等消費税に由来)によって使用されているに過ぎず、販売統計データに含まれない消費の実態等を分析すれば、人口との相関関係は高いと認められる一方、従業者数を使用する根拠は認められない。

提言Ⅱ 販売統計データから正確に都道府県別の最終消費を把握できていないものを除外すること。

① 最終消費地が不明確なデータ(データの計上地と最終消費地の乖離の蓋然性が認められるもの)

- 交通・物流手段やICTの発達により人、モノ、情報等の移動が都道府県境どころか国境を越えて容易に行われている現状において、データの計上地である事業者の所在地と同一都道府県で最終消費が行われているとの擬制を働かせることは前時代的。性質や態様からデータの計上地と最終消費地の乖離の蓋然性が認められるデータの除外を徹底すべき。

商業統計の小売年間販売額データから、店頭販売以外の販売形態による販売、家電・家具・寝具等を含む耐久財・半耐久財を除外すること。

- 平成29年度税制改正において「通信・カタログ販売」、「インターネット販売」を除外予定。
しかし、これら以外の店頭販売でない販売形態(訪問販売、自動販売機による販売等)についても、購入時点で購入者の所在地とデータの計上地が乖離し、データの計上地と最終消費地が一致するとの擬制を働かせることが困難。
家電・家具・寝具等を含む想定耐用年数が1年以上の耐久財・半耐久財については、一過性の購入行為と反復・継続性のある最終消費という態様の違いからも、都道府県ごとの1人当たり小売年間販売額の大きな差異が地域ブロックで見れば収斂することからも、データの計上地と最終消費地に乖離の蓋然性が認められ、販売統計データで正確に都道府県別の最終消費が把握されているとは言えない。

経済センサス活動調査のサービス業対個人事業収入額データから、「社会通信教育」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「物品賃貸業」、「持ち帰り配達飲食サービス業」を除外すること。

- 平成27年度税制改正において「情報通信業」、「旅行業」等を除外済み。
「社会通信教育」は「通信・カタログ販売」、「インターネット販売」と同じ。国際課税の動きとして仕向地主義の徹底が進んでいる中、EUで具体的にEC指令による明確化がなされている「学術研究、専門・技術サービス業」、「物品賃貸業」については同様の取扱いをする必要。「持ち帰り配達飲食サービス業」については役務提供の場所(データ計上地)と最終消費地の乖離が明らか。

② 非課税取引を行う業種の消費に係るデータ

経済センサス活動調査のサービス業対個人事業収入額データから、「医療・福祉」、「火葬・墓地管理業」を除外すること。

- 平成27年度税制改正において「土地売買業」、「土地賃貸業」、「貸家業・貸間業」等を除外済み。
「火葬・墓地管理業」は単なる除外漏れの可能性。「医療・福祉」については販売統計データに影響する診療報酬等の仕組みが医療機関等ごとの中間投入(課税仕入れ)を的確に反映する仕組みとはなっておらず、販売統計データから除外しなかった平成27年度税制改正時の対応により各都道府県への地方消費税の帰属額に歪みが生じており、そもそも非課税であることから外すべき。

③ 中間消費が排除されていないデータ

商業統計の小売年間販売額データから、「揮発油小売」、「軽油小売」、「重油小売」、「ブタンガス小売」を除外すること。

- ガソリンスタンドは小売業とされているため、「揮発油小売」等の小売年間販売額データに中間消費が混入。

提言Ⅲ 商業統計の小売年間販売額データのうち上記見直しにより除外される部分以外について、人口純流出入の与える影響を踏まえ、その2分の1を昼夜間人口割合で割ることにより補正すること。

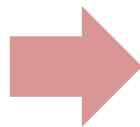
人口の比率の引上げ

提言Ⅳ 清算基準における人口の比率を60%以上にまで大幅に引き上げること

- 消費税収から割り戻した課税ベースに対する提言Ⅱの反映後の販売統計データの比率を計算すれば、現行(平成29年度税制改正前)の75%から40%以下となる。したがって、清算基準に占める販売統計データのウェイトを75%から40%以下に引き下げるとともに、提言Ⅰとあわせ、人口の比率を60%以上にまで引き上げる必要。

【平成29年度税制改正後】

販売統計	小売年間販売額 (H26商業統計)	75%
	サービス業対個人事業収入額 (H24経済センサス活動調査)	
人口(H27国勢調査)		17.5%
従業者(H26経済センサス基礎調査)		7.5%



【清算基準(案)】

販売統計	小売年間販売額 (H26商業統計)	40%以下
	サービス業対個人事業収入額 (H24経済センサス活動調査)	
人口(H27国勢調査)		60%以上

その他

- 今後、正確に都道府県別の最終消費を把握できているかという観点から、奈良県は販売統計の実態を更に調査予定。政府の統計改革の動き次第では、今後販売データ使用そのものの廃止(消費に関する統計を用いるのであれば、端的に需要側の統計を使用すること)も視野。(注)政府は、商業統計の抜本的見直しを検討中。
- なお、地方消費税収の用途の明確化のあり方について、国において統一的な基準を示すなど、見直しが必要。